

南海トラフ地震対策課の取組について

平成30年11月

高知県危機管理部
南海トラフ地震対策課

南海トラフ地震の被害想定（最悪のケース，全国）

前例のない甚大な被害

全壊・焼失棟数：約238万6千棟

想定死者数：約32万3千人

経済被害額：約220兆円

想定死者数は、
従来の約1.3倍！

経済的被害は、
国家予算の2倍以上！

各県最大
津波高

■ 内閣府(2012.8.29)
■ 中央防災会議(2003)

震度階級

7
6 強
6 弱
5 強
5 弱
4
3 以下

経済・産業の中枢が被災

○30都府県750市町村が被災(全国面積の約32%)

(震度6弱以上又は沿岸部津波高3m以上の市町村)

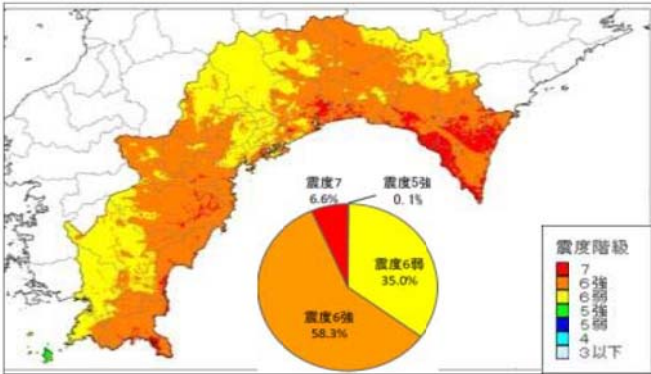
○影響都道府県、市町村には

- ・全国民の約53%が居住 (約6,800万人)
- ・製造品出荷額 全国の約66% (約189.5兆円)

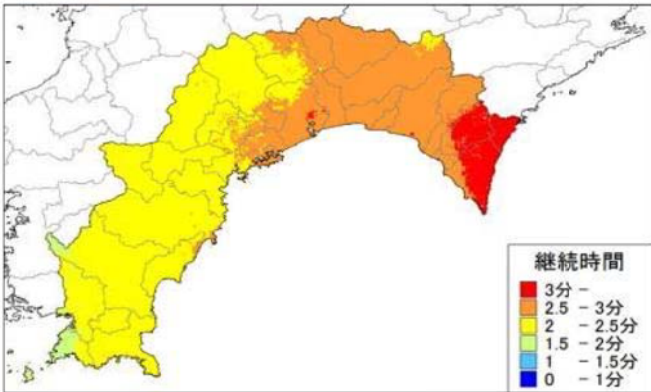
南海トラフ地震の被害想定（最悪のケース、高知県）

県内ほぼ全域で震度6弱以上の強い揺れ

○ 震度分布予測

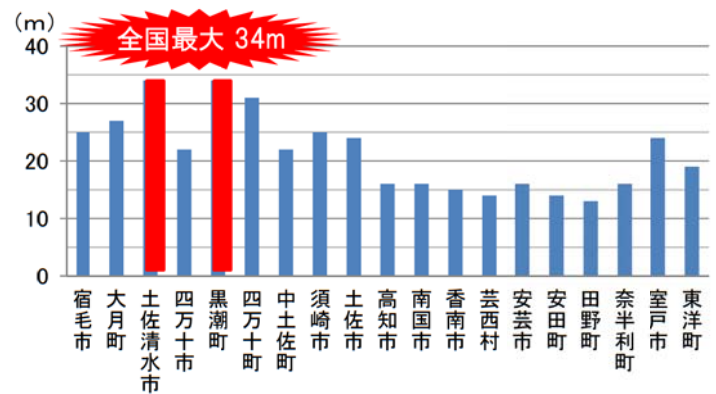


○ 地震継続時間予測

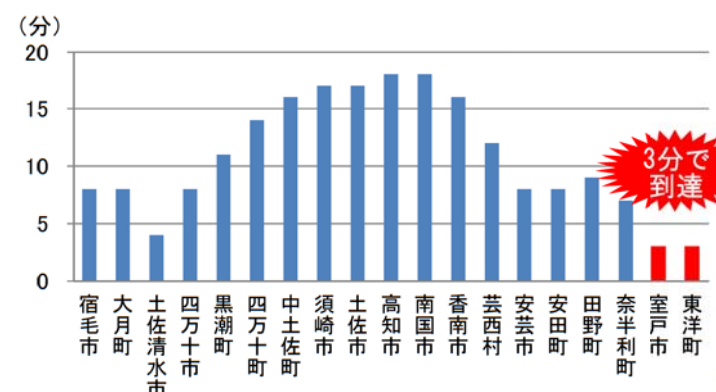


高い津波が短時間で襲来

○ 各市町村の海岸線での最大津波高



○ 海岸線への津波(津波高1m)到達時間



2

南海トラフ地震の被害想定（最悪のケース、高知県）

県が想定する上下水道被害の様相

【出典：平成24年度高知県南海トラフ地震被害想定調査報告書（平成25年12月 高知県）】

項目	上水道	下水道
被害想定前提条件	最大（L2）クラスの地震・津波 季節・発災時間帯：冬・深夜 （死者数県内最大ケース）	最大（L2）クラスの地震・津波 季節・発災時間帯：冬・深夜 （死者数県内最大ケース）
被害の程度（地震直後）	断水人口 575,000人 （断水率 82%）	機能支障人口 244,000人 （機能支障率 93%）
地震直後の状況	○揺れの強いエリア及び液状化の発生したエリア、津波浸水エリアを中心に、管路、浄水場等の被災により、断水が発生する。 ○被災がないエリアにおいても停電により断水が発生する。 ○約6～8割が断水する。 ○避難所等では、飲料水の確保が急務となる。 ○避難所等では、備蓄による飲料水は確保されるが、給水車を保有しているのは高知市と四万十市のため、給水は極めて限定的である。	○揺れの強いエリア及び液状化の発生したエリア、津波浸水エリアを中心に、管路、処理場等の被災により、下水処理が困難となる。 ○約9割以上の利用世帯で処理が困難となる。 ○処理場は市街地よりも低い場所にある場合が多く、13か所の処理場が津波で浸水し機能停止に陥る。 ○被災していない処理場でも、停電の影響を受け運転停止となる。 ○避難所等で、災害用トイレ等の確保が必要となる。
1日後の状況	○基幹管路の復旧に着手し始める。 ○被災した浄水場は停電も含め復旧はなされない。	○管路の被害実態調査が開始される。 ○被災した処理場の復旧はなされない。
3日後の状況	○停電の影響により停止していた浄水場では、優先的な電力復旧により、浄水場の機能が徐々に回復する。 ○基幹管路の復旧が進む。 ○断水人口はほとんど変化しない。	○停電により運転を停止していた処理場は、電力の復旧により運転を再開する。 ○管路の被害実態調査が実施される。 ○津波浸水の影響を受けた処理場は機能停止のままである。
1週間後の状況	○基幹管路の復旧は完了する。 ○枝線の管路復旧が進む。	○管路の復旧が開始され、機能支障が解消され始める。 ○津波浸水の影響を受けた処理場は機能停止のままである。※ ○一部のエリアで、仮設の貯留池等に汚水を貯留する応急対策が実施される。
1ヶ月後の状況	○被害の大きい浄水場を除き、多くの浄水場で運転を再開する。 ○一部を除き、断水が解消する	○管路の復旧が概ね完了する。 ○津波被害を受けた処理場を含め、稼働を停止した処理場の多くが応急復旧等により運転を再開する。

3

災害時における飲料水の供給スキームについて

- ・想定される避難所避難者数は、最大で**約29万7千人※1**
- ・1日**約89万リットル※2**もの飲料水を確保する必要がある

約89万リットルは大型トラック約65台分であるため、被災地外から市町村の避難所までの搬送を毎日実施するには時間と労力がかかる

※1 平成24年度高知県南海トラフ地震被害想定調査
※2 1人1日3リットル×29万7千人

自給対策

水の備蓄に加え、避難所での浄水機の設置や水源の確保(谷水の利用)を推進

○浄水機

7市町村 17台設置(平成26年度、平成27年度)



据置型



自走式



可搬型



○防災井戸

6市町村 25箇所設置(平成26年度～平成28年度)



高知市城西中学校に井戸を設置



4

災害時における飲料水の供給スキームについて(医療機関の給水ニーズ)

●断水による医療活動への影響

- ・設備・機器の運転用水(冷却用水等)の不足 → 設備・機器(空調設備、水冷式人工呼吸器等)の停止
- ・医療用水の不足 → 傷や医療用器材の洗浄、**人工透析**などができない
- ・入院患者や職員の飲料水の不足 → 症状の悪化、医療救護活動に支障



現 状

- ▶ 各医療機関は、断水に備えて、それぞれの機能に応じた対策(耐震化や受水槽の整備等)に取り組む必要がある。
- ▶ 特に、**透析医療機関**は、透析治療のための十分な**水量**を確保する必要がある。

→ **透析患者1人あたり 1回150L**の水が必要とされる。



高知県内の透析患者:**約2,400人**
災害時に少なくとも1人1回透析治療を行うには
約360tの水が必要

※ 透析医療機関以外では、**1日20L/床**が必要とされる。
(外傷や熱傷の治療には3~5L/人が必要との見解もある(県内救命救急センター医師)。)



大規模災害に備えた主な取組事例

① 医療機関の受水槽や浄水装置等の整備に対する助成(県単独補助)



海水からでも安全な飲料水を確保

< 逆浸透膜浄水装置 >
(高知県防災関連登録製品)

② 医療施設の耐震化への支援

耐震改築に併せて大規模な受水槽(約380t)を整備



< 高知市内の透析医療機関(S病院) >

③ 優先給水の実施(地域防災計画)

市町村地域防災計画において、優先給水施設に重要な医療施設を指定



④ 災害透析コーディネーターの設置

災害透析コーディネーターを設置し、透析治療を行う病院を調整するとともに、必要に応じて患者の県外搬送を調整



※災害透析コーディネーター 14名

災害時における飲料水の供給スキームについて（プッシュ型支援物資について）

南海トラフ地震における物資調達に係る計画の概要

出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成29年6月23日中央防災会議）

趣旨・概要

- 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難
- 国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災府県に緊急輸送。（できる限り早期にプル型（要請対応型）へ切替）

◎物資調達の考え方

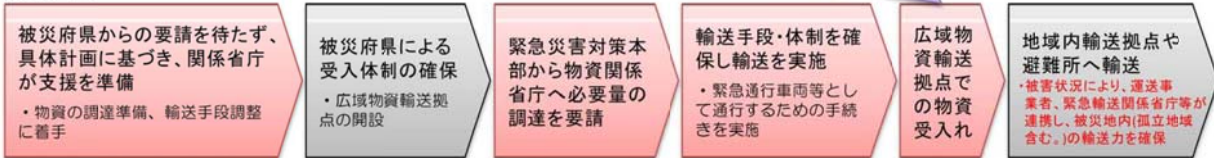


品目毎の調達先と物資関係省庁
（プッシュ型支援）

- ・飲料水(46万m³)(1～7日)： 応急給水【厚労省】（飲料水は、水道事業者による応急給水により対応）
- ・食料(7,200万食)： 民間調達【農水省】
- ・毛布(570万枚)： 民間調達＋地方公共団体備蓄の融通【経産省・消防庁】
- ・育児用調製粉乳(23t)： 民間調達【農水省】
- ・大人/乳幼児おむつ(480万枚)： 民間調達【厚労省】
- ・簡易/携帯トイレ： 民間調達＋地方公共団体備蓄の融通(5,400万回分)【経産省・消防庁】
- ・トイレ紙： 民間調達【経産省】(360万巻)
- ・生理用品： 民間調達【厚労省】(500万枚)

- ◆広域物資輸送拠点 74ヶ所（代替拠点102ヶ所）※民間事業者の協力（選定基準）
- ・新耐震基準を満たすこと
- ・屋根があること
- ・フォークリフト使用
- ・大型トラックの進入
- ・荷役作業のスペース 等

◎プッシュ型支援の流れ



6

災害時における飲料水の供給スキームについて（自衛隊による給水支援活動）

平成30年7月豪雨における自衛隊の災害派遣活動（県内）

- 7月6日の未明に安芸川流域で浸水が始まったことをきっかけに、県は、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に災害派遣を要請。
- これを受け、香南市に所在する第50普通科連隊等は、速やかに所要の部隊を派遣し、東は安芸市から西は 大月町に至る県内5市町において、河川の氾濫防止や物資搬送、がれき撤去などの各種の災害対処活動を長期にわたり実施。



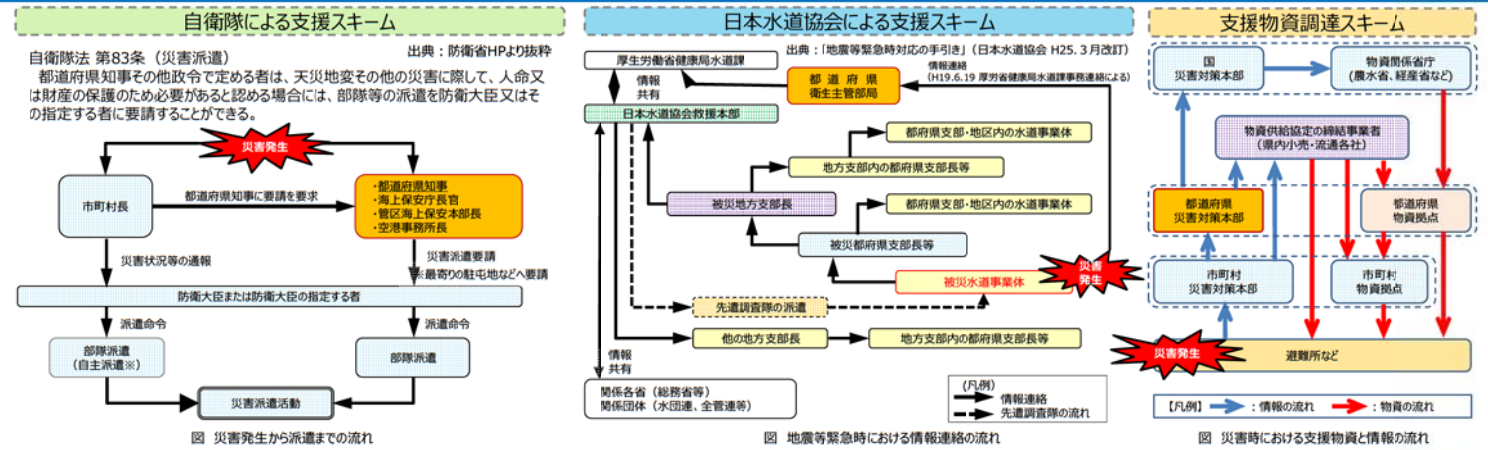
活動人員：延べ1888名、活動期間：11日間



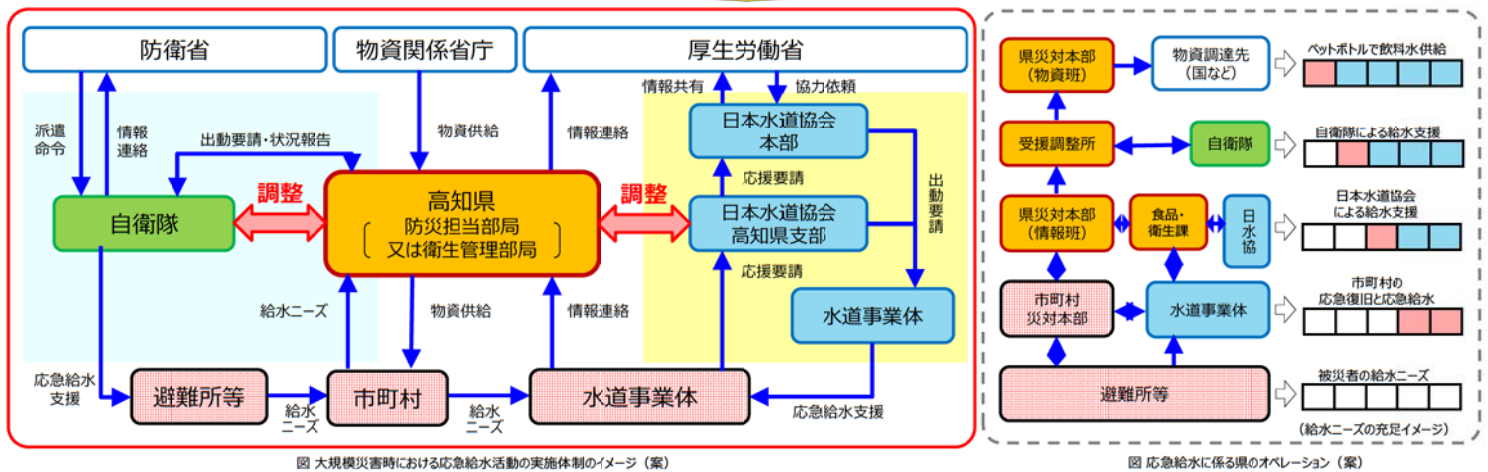
7月6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
★ 03:30 災害派遣要請	安否確認 2日 香美市、宿毛市	孤立者救助 1日 安芸市	物資搬送 5日 香美市、香南市、安芸市	行方不明者捜索 6日 大月町	道路啓開 6日 宿毛市、大月町	がれき撤去 4日 宿毛市、大月町				★ 09:07 災害派遣撤収要請
河川氾濫防止(土のう作成) 1日 安芸市(安芸川)										
<活動部隊> 第50普通科連隊(香南市) 延べ1706名 第14施設隊(徳島) 延べ138名 第14飛行隊(徳島) 延べ27名 航空学校教育支援飛行隊(三重) 延べ17名										

7

災害時における飲料水の供給スキームについて（関係機関の役割分担）

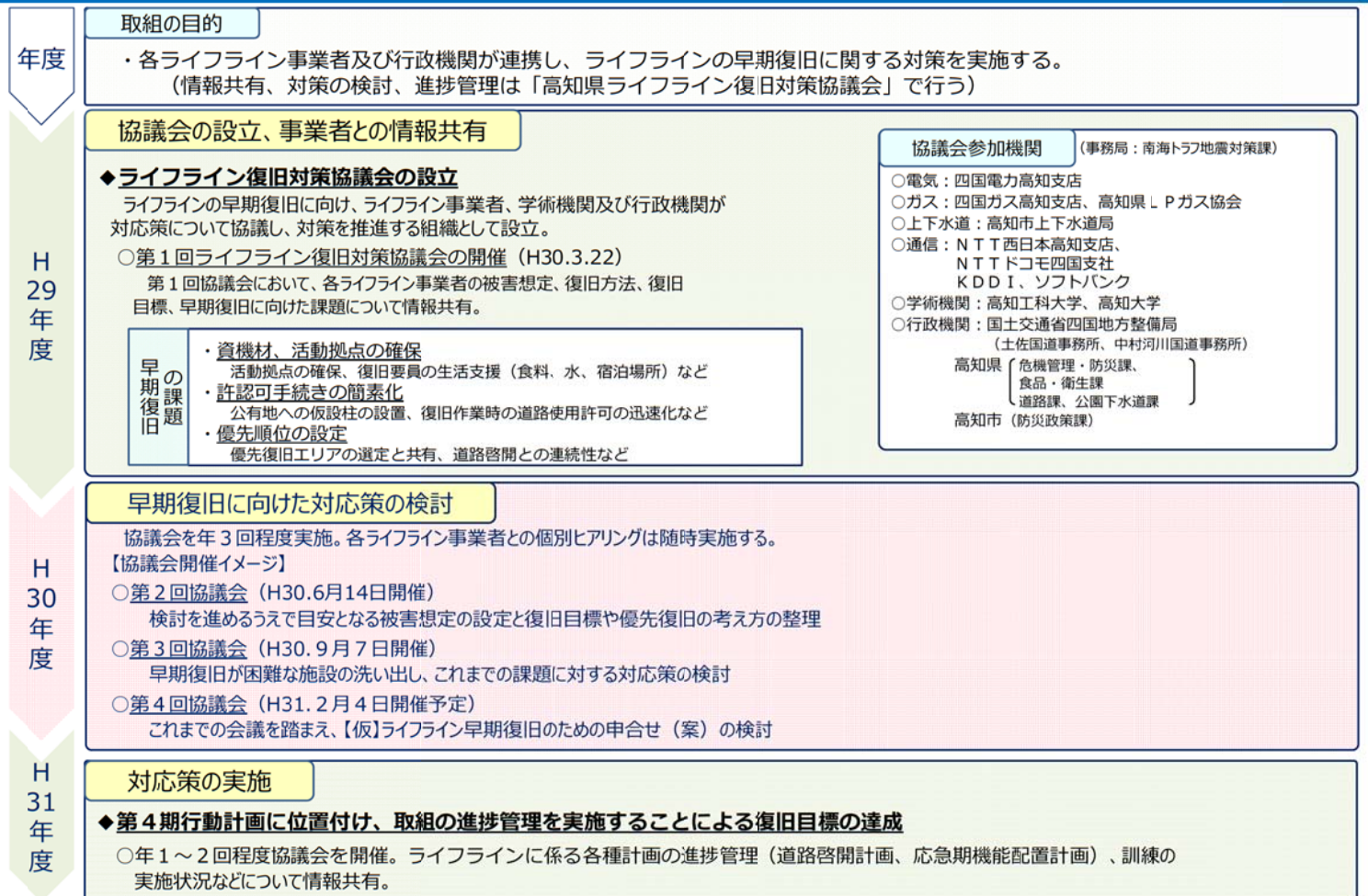


応急給水の全ての支援スキームの当事者となる県が主体的に全体調整を実施し、限られた人的・物的資源を効率的に配分していく必要がある。



8

高知県ライフライン復旧対策協議会の取組について



■平成30年度の検討方針

○ライフラインの早期復旧のために、下記の項目について整理し、協議会の申し合わせとして取りまとめる。



■ 応急・復旧に関する基本的な考え方

・被害想定、復旧の優先順位、復旧活動の種別、復旧目標 など

■ 応急・復旧対策

- ・県災害対策本部へのリエゾン派遣
- ・情報共有
- ・復旧状況の県民への周知

■ 事前対策（応急・復旧対策を円滑に実施するために）

- ・協力体制（役割分担、連携方法）の整理
- ・情報共有すべき項目の整理
- ・重要施設リストの作成
- ・協議会での申し合わせ事項を踏まえた復旧計画の作成
- ・許認可手続きの簡素化・迅速化等の整理

○来年度以降、**各事業者の復旧計画へ反映**していただくとともに、毎年1回程度協議会を開催し、**課題解決に向けた対応状況や訓練の企画・実施について情報共有**を行っていく。

10

重要施設リストの定義と運用方法

南海トラフ地震発生時、人的・物的資源が制限される状況で、全ての施設を直ちにライフラインの機能障害から復旧するのは困難であると想定されることから、人命や応急対策活動への影響を最小限に抑えるために、優先して復旧すべき施設を重要施設として位置付け、「重要施設リスト」を作成する。重要施設の定義及び運用方法は、以下のとおりとする。

重要施設の定義

① 病院、救護所等の人命の安全に必要な施設

災害拠点病院、救護病院、医療救護所、透析医療機関、医薬品等備蓄機関 など

② 国、県、市町村の災害対策本部を設置する施設

県庁、市町村役場、警察本部、総合防災拠点、自衛隊駐屯地 など

③ 避難所、福祉施設等の民生安定のための施設

避難所、福祉避難所 など

④ 上記の他、応急対策活動の実施にあたって必要となる施設又は①～③の復旧のために必要となる施設

ライフライン事業者の拠点、ライフライン供給施設 など

運用方法

※赤字は事前照会からの修正点

○復旧の優先順位は、①→②→③を基本とする。（④については、①～③の復旧にあわせて適宜実施。）

○道路啓開、施設の被災状況、**浸水状況**に関する情報は、**県災害対策本部からリエゾン等を通じて、ライフライン事業者**に適宜提供する。

○①及び②については、発災直後から、**全ての施設を対象**に復旧作業を実施する。

○③については、県災害対策本部が、**復旧の優先順位を明らかにしたうえで、ライフライン事業者**に復旧作業を依頼する。
復旧の優先順位は、「避難所の開設状況」、「避難者数」、「道路啓開」を踏まえて決定する。

○施設の変更などについては、その都度、事務局へ連絡し、**事務局は変更後の内容を定期的に関係者へ周知**する。

11

重要施設リストに掲載する情報の項目について

重要施設リストには、施設名称、住所、連絡先のほか、復旧に優先順位を決定するうえでの検討材料や臨時供給の規模を把握するための情報として、「発災時施設内にいる人数」、「非常電源の有無」、「医療機関の水利用」についても記載することとする。（参考資料 2 参照）

項目	内容	記入例
管理用No.	リストの管理用の通し番号	1,2,3,4,5～
分類	重要施設の①～④の4つの定義の分類	①、②、③、④
施設種別	施設の属性（複数ある場合は、複数記載）	救護病院、警察署、避難所、電力施設など
施設名称	施設（建物）の名称	〇〇病院、〇〇警察署、■ ■避難所など
住所	住所、緯度・経度	高知市〇〇丁目〇番〇号 N 133d33'33" E33d33'33"
連絡先	電話番号、メールアドレス、非常時の通信手段	080-〇〇〇-〇〇〇（衛星携帯電話）
ライフライン種別	○：3日以内に復旧が必要なライフライン －：平時から使用していないライフライン	電気：○ 水道：○ 下水道：×
発災時、施設内にいる人数	発災時に施設内にいる職員数、避難者数、など	501人以上、500人以下、100人以下など
非常用電源の有無	設備の有無、発電出力、燃料タンクの容量、継続稼働時間 （施設に必要な機能を維持できるものであれば、ポータブル型のもも含む）	非常用電源：有、 200kW、20,000 L、72時間
医療機関の水利用	備蓄数量、地下水利用の有無、備蓄で対応可能な日数 （※医療機関のみ記載する）	20,000 L、地下水利用：有、3日以上

12

重要施設リスト（案）H30.9月暫定版（延べ2,302施設）

分類	施設種別	施設数 (H30.6月)	施設数 (H30.9月)	選定の考え方・根拠など
①病院、救護所等の 人命の安全に必要な施設 (232施設)	災害拠点病院	12	12	高知県医療救護計画に位置付けられている施設を選定
	救護病院	54	63	高知県医療救護計画に位置付けられている施設を選定
	医療救護所	52	78	高知県医療救護計画に位置付けられている施設を選定
	透析医療機関	7	40	高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルに位置付けられている施設を選定
	産科医療機関		15	妊産婦や新生児に対して分娩や適切な医療を継続して提供する必要がある施設を選定
	医薬品等備蓄医療機関	8	19	高知県医療救護計画に位置付けられている施設を選定
	医療品卸業者	2	2	腹膜透析患者通院医療機関と取引のある事業者を選定
	医療ガス業者		3	(一社)日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部の代表の代表事業者及び県内医療ガス製造所を選定
②国、県、市町村の 災害対策本部を設置する施設 (202施設)	国災害対策本部（支部）		32	高知県内の国の行政機関リストのうち、人命に係る災害応急対策活動を行う庁舎を選定（整備局、運輸局、海上保安庁、気象台、空港事務所など）
	県災害対策本部（支部）	6	10	県災害対策本部（支部）及び県医療災害対策本部（支部）が設置される庁舎を選定
	市町村災害対策本部（支部）		34	市町村の災害対策本部が設置される庁舎を選定
	市町村役場（水道部局）		41	各市町村の水道担当部局が所在する庁舎を選定
	市町村役場	67	20	上記以外の市町村の庁舎（支所を含む）を選定
	総合防災拠点	8	8	県地域防災計画に位置付けられている県総合防災拠点を選定
	警察本部	1	1	高知県警察本部のみ
	自衛隊	1	1	陸上自衛隊高知駐屯地のみ
	警察署	18	18	高知県内に所在する警察署を全て選定
	消防署	37	37	高知県内に所在する消防署を全て選定

13

高知県ライフライン復旧対策協議会の取組について

分類	施設種別	施設数 (H30.6月)	施設数 (H30.9月)	選定の考え方・根拠など
③避難所、福祉施設等の民生安定のための施設 (1,458施設)	保育園・学校・体育館	18	0	避難所ではない施設は削除、それ以外の施設で下記の「避難所」又は「福祉避難所」に該当するものは施設種別を変更
	避難所		1,254	指定避難所のうち、L1想定の津波浸水域外で耐震性の有る施設を選定
	福祉避難所		204	福祉避難所に指定されている又は施設利用の協定を締結している施設を選定
	福祉施設	102	0	福祉避難所ではない施設は削除、それ以外の施設で上記の「避難所」又は「福祉避難所」に該当するものは施設種別を変更
④上記の他、応急対策活動の実施にあたって必要となる施設 又は①～③の復旧のために必要となる施設 (410施設)	石油基地・給油所	9	0	施設種別を見直し、他の施設種別に該当しない施設は削除、該当するものは施設種別を変更
	油槽所		4	施設種別を細分化、高知県燃料確保計画に位置付けられている施設を選定
	中核給油所		4	施設種別を細分化、高知県燃料確保計画に位置付けられている施設を選定
	小口燃料配送拠点		5	施設種別を細分化、高知県燃料確保計画に位置付けられている施設を選定
	災害対応型給油所		49	施設種別を細分化、高知県燃料確保計画に位置付けられている施設を選定
	電力施設	91	91	経産省中国四国産業保安監督部作成の施設リストから加除修正なし
	配水施設・配水池	91	0	施設種別を見直し、他の施設種別に該当しない施設は削除、該当するものは施設種別を変更
	取水所・ポンプ場		32	施設種別を追加、上水用、汚水用、雨水用に施設種別を細分化する予定
	配水池・貯水タンク		0	一般的に配水池は、ライフライン（電気）がないと直ちに配水機能に支障をきたすわけではないと考えられるため、このリストからは削除することとする。
	浄水場		5	「配水施設・配水池」から施設種別を細分化し、浄水場施設を選定
	下水処理施設		8	「配水施設・配水池」から施設種別を細分化し、下水処理施設を選定
	ガス施設	8	28	LPガス供給事業者を追加
	通信施設	130	172	各事業者の施設について加除修正
	道路啓開関係機関		12	道路啓開を実施する高知県建設業協会支部の所在する施設を選定
(その他) (0施設)	その他	76	0	施設種別を見直し、他の施設種別に該当しない施設は削除、該当するものは施設種別を変更
合計		798	2,302	※ 1つの施設が複数の施設種別に位置付けられていることがあるため、延べ数となっている。(実際の施設総数は、2,188施設)

高知県ライフライン復旧対策協議会の取組について

重要施設リスト作成に係る今後の作業について

- (1) 施設のエリア分け及びエリアごとの施設の分布状況の見える化（マップの作成）（※）
- ↓
- (2) (1)の結果を踏まえ、リストに掲載する施設種別及び施設数について、照会又は個別に協議
- ↓
- (3) リストに掲載する情報（名称、住所以外の詳細な情報）について関係機関に照会
- ↓
- (4) 申し合わせ（案）に反映

(※) エリア分けと施設の分布状況の見える化について

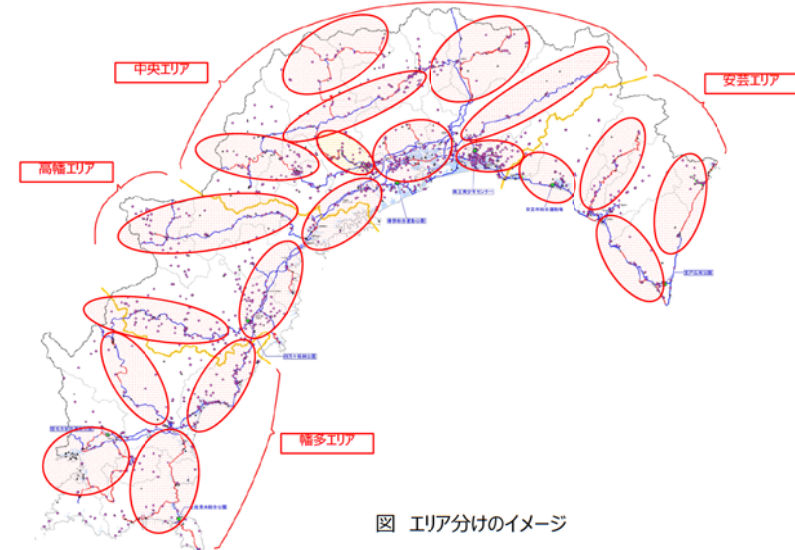


図 エリア分けのイメージ

■ マップ作成（案）

- ▶ まず、基本情報として、「津波浸水域(L1)」、「道路啓開路線」、「リストに掲載する施設の位置情報※」をマップ上にプロット。
- ▶ 県内を4つのエリア（安芸、中央、高幡、幡多）に大きく区分。
- ▶ 区分したエリア内で、さらに道路の路線を基本とするグループに区分。
- ▶ エリア毎、グループ毎の施設種別、施設数、復旧の優先順位について事務局案を整理。

上記を踏まえて、照会又は個別に協議させていただく。

〔 ※施設の位置情報のプロットは、施設種別の①～③についてのみとする、④の施設はプロットしない。 〕

BCP（業務継続計画）について

BCP（業務継続計画）とは

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切に業務を行うこと目的とした計画。

BCPで定める項目（特に重要な6要素）

BCPの中核となり、必ず定めるべき特に重要な要素としては、以下の6要素がある。

表 BCPの特に重要な6要素（出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 内閣府 H28.2月）

要 素	概 要
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の諸君の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせない事が不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、危機等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当り、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

16

BCP（業務継続計画）について

市町村におけるBCP策定状況（平成30年11月時点）

平成30年11月時点で34市町村中29市町村で策定済（3市町村は策定作業中）

表 市町村におけるBCP策定状況（H30.11月時点）

市町村名	策定の有無	市町村名	策定の有無	市町村名	策定の有無	市町村名	策定の有無
高知市	有	香南市	有	本山町	有	梶原町	有
室戸市	有	香美市	有	大豊町	有	日高村	（策定中）
安芸市	なし	東洋町	有	土佐町	有	津野町	有
南国市	有	奈半利町	有	大川村	（策定中）	四万十町	有
土佐市	有	田野町	有	いの町	有	大月町	有
須崎市	（策定中）	安田町	有	仁淀川町	有	三原村	有
宿毛市	有	北川村	有	中土佐町	有	黒潮町	有
土佐清水市	有	馬路村	なし	佐川町	有		
四万十市	有	芸西村	有	越知町	有		

※ 東日本大震災では、震災前から業務継続計画はあったものの、防災担当部局のみで策定していたために内容について全庁的な理解がなく、結果として計画を生かせなかった（発災時に各課が優先順位の区別無くばらばらに業務を実施してしまい、災害対応が全般的に遅れた）事例があるので、全庁的な検討体制を構築するべきである。

※ BCPは、一旦策定すればよいというものではなく、計画の実効性を高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い実施することが必要である。

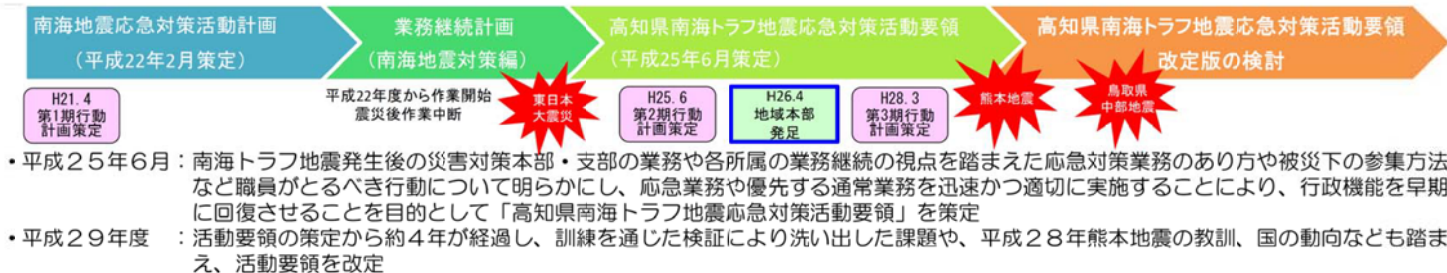
 実効性のあるBCPを策定するには、防災担当部局以外の各部局の協力が必須

17

BCP（業務継続計画）について

県のBCP（高知県南海トラフ地震応急対策活動要領）について

県は、発災後の災害対策本部・支部の業務や各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法など職員がとるべき行動についてタイムライン（時系列の行動計画表）を定め、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき南海トラフ地震に県庁組織として備えるために県庁のBCPとして、「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」を策定している。



（4-7）食品・衛生課

部署	健康政策部	課等	食品・衛生課	電話	088-823-9672	9672
〔災害対策本部体制時の基本対応〕						
・応急対策業務（応急業務および優先する通常業務）の実行						
・災害対策本部（特に災害医療対策本部）の繁忙業務の支援						
〔応急業務〕						
優先順位	応急活動項目	第1フェーズ（3時間以内）	第2フェーズ（1日以内）	第3フェーズ（3日以内）	第4フェーズ（2週間以内）	第5フェーズ（1ヶ月以内）
1	初期対応	職員の安全確保、職員の安否確認	課の参集状況を把握、配属体制を確保	職員の執務環境の整備		
2	上水道等の災害対策		上水道の被災状況の把握、厚生労働省へ報告	被災水道施設の復旧（日本水道協会と市町村の調整）		
3	避難先地域等への飲料水の供給（応急給水に関する調整）		被災状況の把握	日本水道協会から給水車等の活動状況について情報収集	日本水道協会と市町村との連絡調整	
4	上水道に関する危険物対策（水質検査の実施依頼等）・簡易専用水道、専用水道、飲用井戸等を含む		上水道の取水場への有害物質の流入の有無確認	水質分析依頼		
5	被災状況の把握及び死者数の見積		県内の被災状況を災対本部から収集			
6	逃走した特定動物の保護対応		特定（危険）動物の状況確認、保護調整			

（4-8）安芸福祉保健所

部署	健康政策部	課等	安芸福祉保健所	電話	0887-34-3175	
〔災害対策本部体制時の基本対応〕						
・応急対策業務（応急業務および優先する通常業務）の実行						
・災害医療対策支部の業務の実施						
3	庁舎への一時避難者対応	住民の一時避難の誘導	市町村が設置する指定避難所への避難を勧める			
4	災害時要配慮者、重点継続要医療者への対応		市町村に重点継続要医療者の被災状況の確認開始	必要物資の調達支援、医療機関への受入調整		健康対策課 地域福祉政策課 障害保健福祉課
5	市町村保健活動の支援		市町村の情報収集・本庁への情報発信開始	市町村の保健活動体制の構築、市町村の保健活動に対する支援		健康長寿政策課
6	上水道等の応急対策		〔本課と検査機関で検査について調整〕 管内水道被害状況把握	応急給水に関する調整 井戸水等の飲料水水質検査		食品・衛生課
7	墓地、埋葬関係業務		遗体安置所の状況把握	火葬・仮埋葬等の状況把握、相談対応		食品・衛生課
8	動物の保護対応		特定（危険）動物の状況確認	逃走した特定動物の保護又は駆除		食品・衛生課

18

BCP（業務継続計画）について

BCP策定等に係る財政支援について（高知県地域防災対策総合補助金）

補助事業者

市町村（平成29年度は34市町村中31市町村で交付実績あり）

目的・概要

地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すため、市町村等が行う以下の3つの事業を補助対象。

補助率等

補助率 1 / 2、限度額 原則20,000千円（高知市 60,000千円）

補助期間

平成25年度～平成33年度（予定）

事例等

1) 「自助」につなげる対策

家具転倒防止金具等の取付け作業費等
（材料費は補助対象外であり全世帯を補助対象とする）

2) 「共助」を高める対策

自主防災組織が行う学習会、防災訓練の実施に係る経費、簡易な避難道等の整備、防災資機材の整備（消火器、発電機、資機材倉庫）など

3) 「公助」として取り組むべき対策

ハザードマップの作成、防災情報・通信施設（衛星携帯電話など）の整備、避難場所における環境整備（簡易トイレ、防災井戸等）、
防災に関する計画の策定に係る委託料など。